

遺言の基本知識①

● 相続にまつ

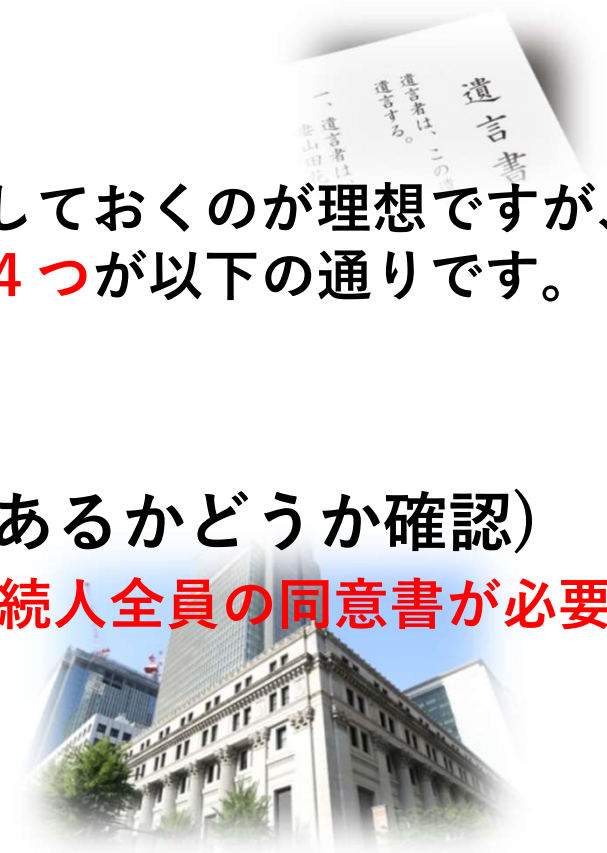
故人の
家族を
遺産分
うまい

Arcander +3.00

1. 遺言書はどんな場所にあるのか？

遺言書の有無や保管場所は、被相続人が亡くなる前に確認しておくのが理想ですが、それが出来ないことが多くあります。その場合、**探すべき4つ**が以下の通りです。

- ① **自宅・事務所**(机・筆筒・引出し・本棚等)
- ② **貸金庫**(被相続人の銀行口座から利用料の引落があるかどうか確認)
注1)被相続人が死亡→貸金庫は一時凍結→**開破には相続人全員の同意書が必要**
- ③ **公正証書遺言・秘密証書遺言は公証役場に保管**
注1)最寄りの公証役場で確認
- ④ **信託銀行**(被相続人が生前、信託銀行とのやり取りがあれば確認)
注1)遺言書の作成・管理から、遺言執行者として「**遺言書開示**」「**遺言書執行**」まで行うことが出来る



2. 遺言の効力

強い効力を持つ「遺言」ですが、その内容には以下の3点の通り限りがあります。

① 相続に関すること

- 相続分の指定
- 財産分割の一定期間の禁止
- 遺贈の遺留分減殺方法の指定
- 相続人の廃除とその取り消し等

② 財産の処分に関すること

- 遺贈や寄付
- 生命保険の受取人の指定・変更等

③ 自身に関すること・その他

- 実施と認める認知
- 後見人・後見監督人の指定
- 祭祀承継者の指定
- 遺言執行者の指定等



3. 知らずに開けた遺言書は無効か？

知らずに開けた場合でも「内容が無効」になるわけではありません。

①但し、**5万円以下の過料**という罰則があります。

②遺言書を探すときは、「封がしてあるものは遺言書」だと想定して扱う必要があります。

③また、遺言書を見つけたら「**家庭裁判所で検認手続き**」が必要になります。**検認**とは…

- 本当に相続人が書いたものかを確認する
- 利害関係者に内容を知らせる偽造や変造を防ぐ
- 確実に保存する手続き
- 遺言が有効か？内容が適正なものであるかを判断するものではない**
- 検認を怠り、相続人や利害関係人に不利益が生じた場合、損害賠償も…



4. 遺言書の種類とその特徴

種類	検認	メリット	デメリット
自筆証書遺言	必要	<ul style="list-style-type: none"> ●証人不要→手軽で費用かからない ●遺言書存在が秘密に出来る ●民法改正で財産目録がパソコン等で作成可能に 	<ul style="list-style-type: none"> ●内容的に不備→無効可能性リスク有り ●遺言書が発見されないリスク有り ●第三者による変造・偽造・隠匿のリスク有り ●検認手続き→執行が遅れるリスク有り
公正証書遺言	不要	<ul style="list-style-type: none"> ●原本は公証役場が保管→紛失リスク無し ●検認が不要→すぐに手続きに入れる ●最も安全で確実な遺言形式 	<ul style="list-style-type: none"> ●証人2名が必要(利害関係人は原則なれない) ●作成時に、戸籍等各種書類を揃える必要有り ●財産の額に応じて公証人手数料が発生
秘密証書遺言	必要	<ul style="list-style-type: none"> ●パソコン等で作成することも可能 ●封筒に入れて公証役場に提出→保管 ●遺言者・証人が封書に署名、押印 ●遺言の存在が公的に認められる ●内容は秘密にしておくことが出来る 	<ul style="list-style-type: none"> ●署名は必ず直筆・押印必須 ●公証人が内容を確認するわけではない ●形式・内容に不備があると分割協議等に支障 ●家庭裁判所の検認が必要 ●作成料は一律 15,000円

5. 遺言書の検認手続き

手続の流れ	具体的内容
1. 家庭裁判所へ検認の申立て	①申立てができる人 :1.[遺言の保管者] 2.[遺言を発見した相続人] ②申立て先 :1.[住所地を管轄する家庭裁判所] ③必要書類 :1.[検認申立書] 2.[申立人・相続人全員の戸籍謄本] 3.[被相続人出生から死亡迄の戸籍謄本等] 4.[相続人・利害関係人の名簿]
2. 検認期日の決定通知	①検認日時決定後→家庭裁判所から相続人等利害関係人に通知が届く
3. 検認	①指定された検認日→遺言書保管者が遺言書を持参 ②裁判官が遺言書を開封→利害関係者等立合う ③遺言の形状・署名・日付・内容・訂正の状態等を確認 ④検認日の遺言書の状況を確認する
4. 検認済証明書の作成	①遺言書原本に「検認済証明書」が添付→申立者に返還
5. 遺言の執行	

